

第 1 回 山梨県国民健康保険運営協議会

令和 7 年度国民健康保険事業費納付金の算定について

令和 7 年 2 月 2 6 日
山梨県福祉保健部国保援護課

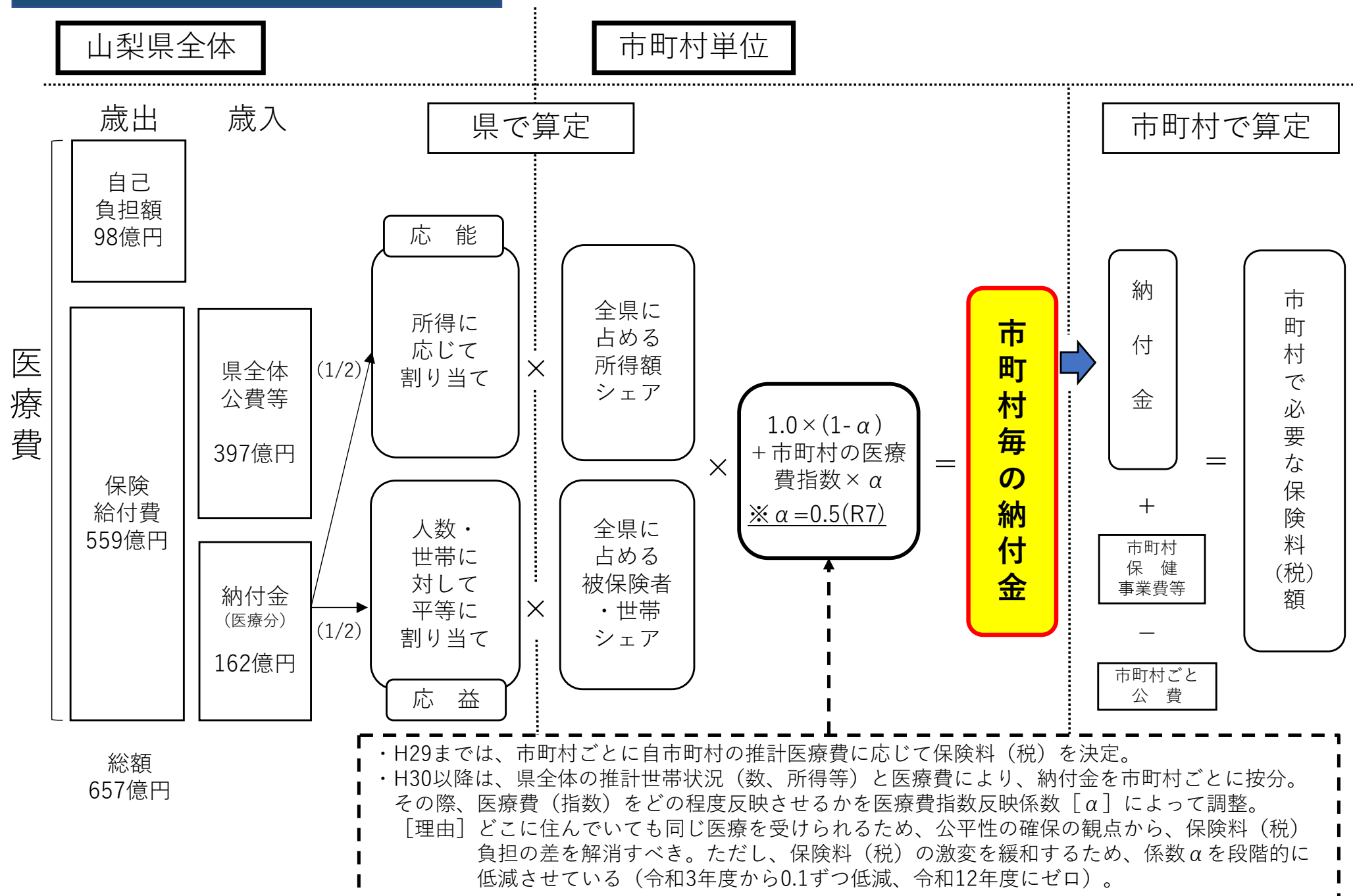
（１）国民健康保険事業費納付金

- 国民健康保険事業費納付金は、県が、市町村に対する保険給付費等交付金の交付に要する費用のほか、後期高齢者支援金等の費用に充てるため、年度ごとに算定し、市町村から徴収しているものです。
- 市町村は、県に納付する国民健康保険事業費納付金、県から交付される保険給付費等交付金のほか、市町村の健康診査等の保健事業に要する費用を踏まえて、保険料率を決定しています。
- 国民健康保険事業費納付金の算定方法は、国が定めた「国民健康保険における納付金及び標準保険料の算定方法について（ガイドライン）」において示されています。

（２）算定方法

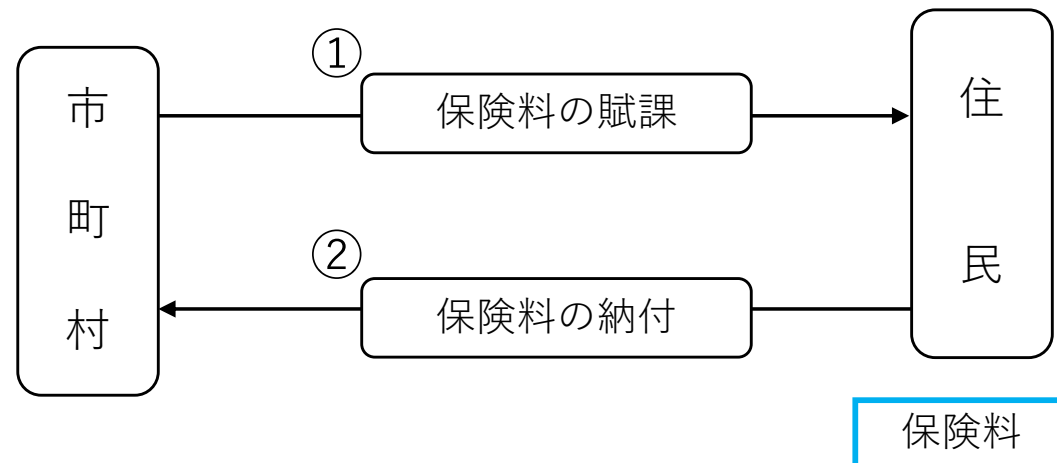
- ① 県全体で必要となる保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金を推計。
- ② 推計額から国や県が負担する公費を差し引いて納付金総額を算出。
- ③ 納付金総額を市町村ごとの所得水準と被保険者数・世帯数に応じて按分。
- ④ 保険給付費は、各市町村の医療費水準（国民一人当たり医療費と各市町村一人当たり医療費の比率）に応じて調整。なお、医療水準に応じた調整は、R3年度から低減させR12年度にゼロとする予定であり、R7年度は50%とする。

納付金の算定方法のイメージ

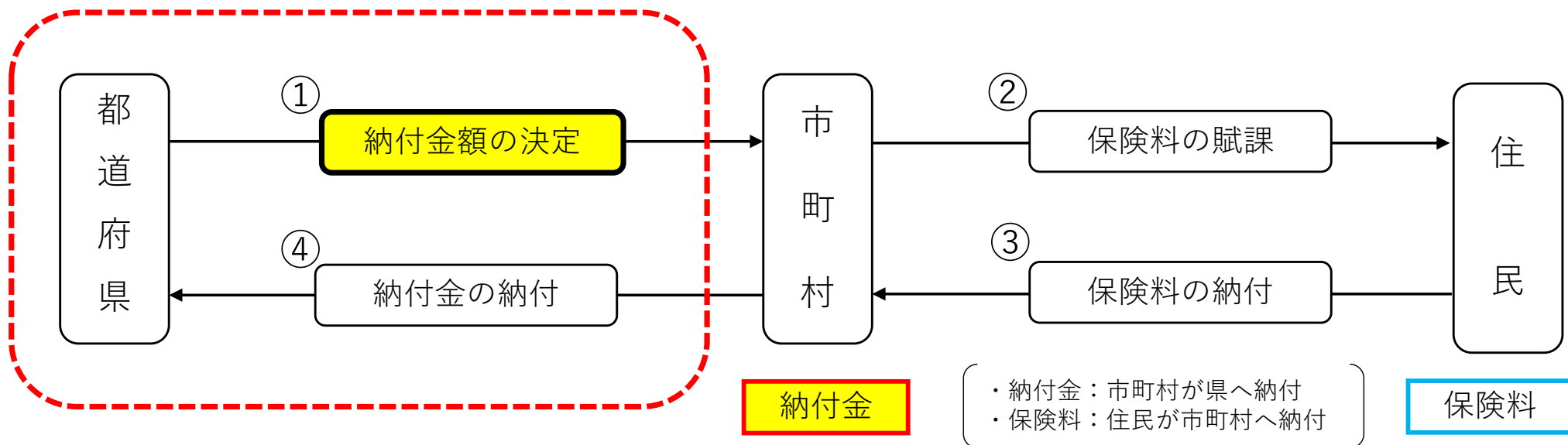


(参考) 国民健康保険制度の改正による納付金制度の導入

平成29年度まで【市町村単位で運営】



平成30年度から【都道府県単位で運営】



令和 7 年度納付金算定結果 ①

(1) 被保険者数・医療費の推計結果

項目	令和 7 年度	令和 6 年度	差分	増減率
被保険者数 (人)	158,044	162,647	▲ 4,603	▲ 2.8
医療費総額 (円)	65,693,654,843	66,282,168,310	▲ 588,513,467	▲ 0.9
一人当たり医療費 (円)	415,667	407,522	8,145	2.0

【医療費の推計方法】

- R7年度の医療費は、ガイドラインを踏まえ、R3.7～R4.6の医療費実績と直近のR5.7～R6.6医療費実績の伸び率から推計。

【推計結果】

- 被保険者数は、被用者保険の適用拡大に伴い、前年度比2.8%減少。
- 医療費総額は、被保険者数の減少に伴い、前年度比0.9%減少。
- 一人当たり医療費は、医療の高度化などにより、前年度比2.0%増加。

令和 7 年度納付金算定結果 ②

(2) 納付金の算定結果 (市町村別：資料 3 のとおり)

[納付金総額]

項目	令和 7 年度	令和 6 年度	差分	増減率
医療費分 (円)	16,158,164,598	16,046,863,441	111,301,157	0.7
後期高齢者支援金分 (円)	5,760,757,071	5,937,003,400	▲ 176,246,329	▲ 3.0
介護納付金分 (円)	1,993,739,655	2,049,641,027	▲ 55,901,372	▲ 2.7
合計 (円)	23,912,661,324	24,033,507,868	▲ 120,846,544	▲ 0.5

[一人当たり納付金額]

項目	令和 7 年度	令和 6 年度	差分	増減率
医療費分 (円)	102,238	98,661	3,577	3.6
後期高齢者支援金分 (円)	36,450	36,502	▲ 52	▲ 0.1
介護納付金分 (円)	36,909	37,413	▲ 504	▲ 1.3
合計 (円)	151,304	147,765	3,539	2.4

【算定結果】

- 医療分は、被用者保険の適用拡大に伴う前期高齢者の減少と高額療養費の公費負担基準額の引き上げにより、推計医療費から差し引く公費が減るため、111,301千円増加。一方、一人当たり医療費が上昇しているため、一人当たり納付金額は3,577円増加。
- 後期高齢者支援金分は、被用者保険の適用拡大に伴う被保険者が減るため、176,246千円減少。一人当たり納付金額は、52円減少。
- 介護納付金分は、被用者保険の適用拡大に伴う介護保険 2 号被保険者が減るため、55,901千円減少。一人当たり納付金額は、504円減少。

令和 7 年度納付金算定結果 ③

(3) 納付金の上昇抑制（基金の活用）

納付金の算定に当たっては、国民健康保険財政安定化基金から一定額を充てることで減算し、住民（市町村）の負担軽減を図っています。

※スライド 2 の県全体公費等の397億に含む。

- ① 一人当たり医療費の上昇分の抑制
基金（財政調整分）の年度末残高から6億円を控除した残りの1/2充当
R7年度 149,097,041円（{6年度末残高898,194,082－6億} × 0.5）
- ② 審査支払事務手数料の上昇分の抑制（55円／件→69円／件）
基金（特例基金）のうち令和 5 年度に繰り入れた178,500千円を原資として、
当該年度の手数料上昇分に充当
R7年度 39,798,150円（14円／件 × 2,842,725件）

合計：188,895,191円

一人当たり納付金額の上昇抑制効果：1,195円（4,772円→3,577円）